

令和2年度総合教育会議資料

今後の教育環境のあり方について

1. 岬町の現状

(1) 児童数・学級数の見込み（令和2年度～令和6年度）

①試算の条件

- ・令和2年度については、令和2年5月1日現在の学校基本調査数値を用い、令和3年度以降については、令和2年5月1日現在における住民基本台帳人数により算出した。（転入・転出・私学への流出は見込んでいない。）
- ・各年度の小学校への新1年生における支援学級児童は見込んでいない。
- ・支援学級数は支援種別ごとに1学級8人で算出した。

②試算結果

【淡輪小学校】

	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
児童数	390	368	367	360	333
通常学級数	14	13	13	13	12

- ・児童数は毎年減少し、令和6年度には、全学年が2クラスとなる。

【深日小学校】

	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
児童数	73	83	83	82	91
通常学級数	6	6	6	6	6

- ・各学年において単学級が維持できるが、令和2年度中に児童2人（いずれも3年生）が転出することが見込まれ、転出した場合は令和3年度に複式学級が出現する。この場合、複式学級は令和5年度まで続き、令和6年度には解消される。（現在：2年生10人・3年生8人）

【多奈川小学校】

	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
児童数	58	52	43	44	41
通常学級数	6	6	5	5	4

- ・令和3年度新入学児童の減及び令和2年度では通常学級に在籍している児童が令和3年度では支援学級に在籍する可能性が大きく、当該児童が支援学級に在籍となった場合は、令和3年度に複式学級が出現する。

*複式学級：2つの学年の通常学級の子どもの数の合計が16人以下の場合（ただし、1年生を含む場合は8人）

2. 学校の適正規模・適正配置の標準

【適正規模】

法令（学校教育法施行規則）上、学校規模の標準は、学級数により設定されており、小・中学校ともに「12学級以上18学級以下」が標準とされている。ただし、この標準は「地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。」という弾力的なものとなっている。

【適正配置】

国では、公立小中学校の通学距離について、小学校で、おおむね4km以内、中学校では、おおむね6km以内という基準を、公立小・中学校の施設費の国庫負担対象（義務教育諸学校の施設費の国庫負担等に関する法律施行令）となる学校の統廃合の条件として定めていることから、通学条件を通学距離によって捉えることが一般的となっている。

3. 国の学校規模の適正化に関する基本的な考え方

（公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き抜粋）

【基本的な視点】

学校では、単に教科等の知識や技能を習得させるだけではなく、児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、切磋琢磨することを通じて思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身につけさせることが重要であり、そうした教育を十全に行うためには一定規模の児童生徒集団が必要。

【地域コミュニティの核としての性格への配慮】

小中学校は、児童生徒の教育のための施設であるだけでなく、各地域のコミュニティの核としての性格を通することが多く、防災、保育、地域の交流の場等、様々な機能を併せ持っている。また、学校教育は地域の未来の担い手である子どもたちを育む営みでもあり、「まちづくり」の在り方と密接不可分であるという性格を持っている。

このため、学校規模の適正化や適正配置の具体的な検討については、学校が持つ多様な機能にも留意し、児童生徒の保護者や就学前の子どもの保護者の声を重視しつつ、地域住民の十分な理解と協力を得るなど「地域とともにある学校づくり」の視点を踏まえた丁寧な議論を行うことが望まれる。

【地理的要因や地域事情による小規模校の存続】

山間へき地、離島といった地理的な要因や、過疎地など学校が地域コミュニティの存続に決定的な役割を果たしている等の様々な地域事情により、統

廃合によって適正規模化を進めることが困難であると考えられる地域や小規模校を存続させることが必要であると考える地域、一旦休校した学校をコミュニティの核として再開することを検討する地域も存在するところであり、こうした市町村の判断も尊重される必要がある。

【学校規模を下回る場合の対応の目安】

小学校

(1～5学級：複式学級が存在する規模)

学校全体の児童数や指導方法等にもよるが、一般に教育上の課題が極めて大きいため、学校統合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要がある。地理的条件等により統合困難な事情がある場合は、小規模校のデメリットの解消策や緩和策を積極的に検討・実施する必要がある。

(6学級：クラス替えができない規模)

一般に教育上の課題があるが学校全体及び各学年の児童数に大幅な幅があり、児童数が少ない場合は特に課題が大きい。このため児童数の状況や更なる小規模化の可能性、将来的に複式学級が発生する可能性も勘案し、学校統廃合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要がある。地理的条件等により統合困難な事情がある場合は、小規模校のデメリットの解消策や緩和策を積極的に検討・実施する必要がある。

【小規模校のメリット・デメリット】 (中教審初等中等教育分科会資料抜粋)

	メリット	デメリット
学習面	○児童一人ひとりに目が届きやすく、きめ細かな指導が行いやすい。 ○学校行事等において、児童一人ひとりの個別の活動機会を設定しやすい。	○集団の中で、多様な考え方に触れる機会や学びあいの機会、切磋琢磨する機会が少なくなりやすく、運動会などの学校行事や音楽活動等集団教育活動に制約が生じやすい。
生活面	○児童相互の人間関係が深まりやすい。 ○異学年間の縦の交流が生まれやすい。	○クラス替えが困難なことなどから、人間関係や相互の評価等が固定化しやすい。 ○集団内の男女比に極端な偏りが生じやすくなる可能性がある。
学校運営面	○児童の一人ひとりに目が届きやすく、きめ細かな指導が行いやすい。 ○全教員間の意思疎通が図りやすく、相互の連携が密になりやすい。	○組織的な体制が組みにくく、指導方法等に制約が生じやすい ○教員数が少ないため、経験、教科、特性などの面でバランスの取れた配置を行いにくい。

・ 財 政 面	○学校が一体となって活動しやすい。 ○施設・設備の利用時間等の調整が行いやすい。	○学年別の教職員同士で、学習指導や生徒指導等についての相談・研究・協力・切磋琢磨等が行いにくい。
他	○保護者や地域社会との連携が図りやすい。	○PTA活動等における保護者一人当たりの負担が大きい。

4. 町の考え方

地域の活性化を図るためにも、また、地域の歴史文化をしっかりと教えふるさとを思う気持ちを育むためにも、地域の人たちで子どもを守り育てていくことが大事との観点から小規模校ではあるが現在の3小学校を存続していく。このことから保育所を小学校に併設するなどの施策も講じながら存続に努めている。